賃 貸 借 契 約 の 解 約 届

提出日　平成　　年　　月　　日

管理者　　埼玉県住宅供給公社様

団地コード＿＿＿＿＿＿　団地名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

部屋番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人コード＿＿＿＿＿＿　名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

担当部署　　　　　　担当者

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人コード＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

賃貸借契約第 19 条に基づき、賃貸借契約を平成　　年　　月　　日にて解約したい。

なお、賃貸契約書第 20 条に基づき、上記解約日までに本物件を明渡します。

1、原状回復工事の方法について、Ａ、Ｂのいずれかを必ず選択して下さい。

検査には必ずお立会いください。原則として、退去検査日および完了検査日は土日・祝日を除く

Ａ　自ら業者に依頼して原状回復工事をする

退去検査日に原状回復修繕箇所を賃貸人または管理者が指摘し、解約日までに完了検査を受け、合格しなければ、合格するまで家賃が発生します。（契約家賃の日割り）

※　両日希望日を必ずご記入ください。提出後、公社から連絡がなければ、日時は決定となります。

●退去検査日（部屋が空の状態）　　●完了検査予定日（部屋の原状回復がすべて終了）

平成　　年　　月　　日　AM･PM　　時　　**平成　　年　　月　　日　AM･PM　　時**

Ｂ　賃貸人又は管理者に原状回復工事を依頼する

退去検査日に賃貸人又は管理者が原状回復箇所を指摘し、原状回復費用が確定いたします。

※　希望日を必ずご記入ください。提出後、公社から連絡がなければ、日時は決定となります。

●退去検査日（部屋が空の状態）

平成　　年　　月　　日　AM･PM　　時

2、敷金等の清算にかかる連絡先等(必ず記入してください)

移転先　〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(TEL)＿＿＿＿＿＿＿＿

勤務先名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(TEL)＿＿＿＿＿＿＿＿

銀行口座名　金融機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　支店名＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人）　普・当　口座番号　　　　　　名義人(カナ)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿

銀行口座名　金融機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　支店名＿＿＿＿＿＿＿＿

（個人）　普・当　口座番号　　　　　　名義人(カナ)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿

解約届を提出するにあたって

1 解約日について

解約届は、記入、押印の上、解約日の３０日前までに公社に提出してください。

（賃貸借契約書第 19 条参照）

※ 電話による解約の受付は行いません。
郵送による受付は行いますが、その場合も公社に到達した日から３０日後の解約日となります。余裕を持って手続きを行ってください。

２家賃について

月の途中で解約の場合、家賃、共益費、駐車場使用料は日割り計算となります。（賃貸借契約書第 9 条２項参照）ただし、家賃は契約家賃（契約書の金額）の日割り計算となります。

なお、その月の２０日以降を解約日とした場合（末日を除く）、振り込み用紙にて当月分をお支払いいただく場合がありますのでご了承ください。

例1　5 月 31 日解約の場合⇒5 月 1 日までに公社に解約届けを提出。
（末日で解約）　5 月の家賃引き落とし日に 5 月分が引き落とされます。

例2　5 月 20 日解約の場合⇒4 月 20 日までに公社に解約届けを提出。
（月の途中で解約）　その際、家賃は日割り計算となりますが、契約家賃を 30 日で割り、日数をかけます。補助金をもらっている方は通常の引き落とし額と比べて金額が高くなる場合もありますのでご注意下さい。駐車場使用料、共益費も日割り計算となります。5 月の家賃引き落とし日に 5 月の日割り分が引き落とされます。

３原状復帰修繕について

（１）自ら業者に依頼し、原状回復修繕を行う場合

退去検査日に賃貸人または管理者が修繕箇所を指摘します。その後退去者が修繕工事を行い、解約日までに完了検査を受けます。解約日までに完了検査に合格しなかった場合、合格する日までの契約家賃の日割り分を敷金よりいただくことになります。

（２）賃貸人または管理者に原状回復修繕を依頼する場合

退去検査日に賃貸人または管理者が修繕箇所を指摘し、原状回復修繕費用が確定します。
敷金より原状回復修繕費用を清算し、差額は返還し、不足額が生じた場合は追徴いたします。
完了検査については、管理者が責任をもって行います。

※ 備え付けの備品（設備の鍵、ｸｰﾗｰｽﾘｰﾌﾞのふた、ＴＶｼﾞｬｯｸ、洗濯ﾊﾟﾝのｴﾙﾎﾞｰ、取扱説明書等）については完了検査日または退去検査日に返還していただきます。後日の受付は
致しませんのでご了承ください。

４注意事項

（１）　移転先と敷金返還先口座は必ず記入して下さい。記入がない場合、敷金の返還ができなくなることがあります。移転先が記入時に決まっていない場合は、未記入のまま解約届けを提出し、退去検査日までに公社にご連絡ください。

（２）　解約届けを提出する際、同封の「埼玉県特定優良賃貸住宅入居者等変更届」に記入、押印し、併せて提出願います。

（３）　駐車場契約については、住宅の解約届を提出していただくと、住宅の解約日と同日が駐車場の解約日となります。なお、それ以前に駐車場契約の解約を希望する場合は、希望日の 30 日前に駐車場の解約届を提出していただきます。

（４）　引越しゴミや不用の自転車・バイクは必ずご自分で処分してください。

（５）　設備のカギはスペアキーも一緒に返却して下さい。

連絡先〒330-8516
さいたま市浦和区仲町 3-12-10
埼玉県住宅供給公社
管理事業部　賃貸住宅管理課
ＴＥＬ048-829-2866